

佐野市監査委員告示第13号

定例監査の結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、平成30年度定例監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表します。

平成30年12月4日

佐野市監査委員 篠原 偉治

佐野市監査委員 小暮 博志

第1 監査箇所

教育総務部（教育総務課、学校適正配置推進課、学校教育課、教育センター、学校給食課、南部学校給食センター、北部学校給食センター、生涯学習課、少年指導センター、文化財課、郷土博物館、葛生化石館、葛生伝承館、吉澤記念美術館、公民館管理課、田沼中央公民館、葛生地区公民館）

第2 監査期間

平成30年9月26日から平成30年11月21日まで

第3 監査の結果

1 教育総務課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

2 学校適正配置推進課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

3 学校教育課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

4 教育センター

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

5 学校給食課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤

りがなく適切に処理されている。

6 南部学校給食センター、北部学校給食センター

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

7 生涯学習課、少年指導センター

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

8 文化財課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

9 郷土博物館

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

10 葛生化石館、葛生伝承館、吉澤記念美術館

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

11 公民館管理課、田沼中央公民館、葛生地区公民館

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。